

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	NISA口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） NISAは、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月より導入された。その後、平成28年1月からは若年層への投資のすそ野を拡大する観点から「ジュニアNISA」が導入されており、また、平成30年1月からは長期の積立・分散投資を強く後押しする観点から「つみたてNISA」が導入された。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>NISA口座の利便性向上を図る観点から、マイナンバーを活用して投資者が自身のNISA口座の有無等を確認できるよう、所要の整備を図ること。</li> <li>2024年以降に開始する新NISAにおいて、1階部分で継続して積立投資を行っている場合については、年を跨いでもシームレスに2階部分での買付けができるよう、所要の措置を講じること。</li> </ol>		
関係条文	地方税法附則第35条の3の2、地方税法施行令附則第18条の6の2、租税特別措置法第37条の14等		
減収見込額	[初年度] — ( — )	[平年度] — ( — )	(単位：百万円)
改正増減収額	—		
要望理由	<p>(1) 政策目的 NISA口座の利便性向上等により、投資環境の更なる整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【1. NISA口座開設時におけるマイナンバーカードの活用】 NISA口座については、2019年以降、開設申込みから取引開始までの期間が短縮され、最短当日に取引を行うことが可能となっている。 一方で、開設申込者が他の金融機関でNISA口座を開いているか不明と申し出た場合には、金融機関においてNISA口座の有無を即時に確認できる仕組みがないため、税務署での審査完了（1～2週間程度）を待つ取引開始とするといった運用が行われているところ。 ※ NISA口座は、一人一口座とされている。このため、事後的に重複口座であることが判明した場合、当該口座で購入済みの商品については、当初からなかったものとして、遡及して課税されることとなる。 投資者が自身のNISA口座の有無等をマイナンバーカードを活用して即時に確認できるよう整備を図ることと、投資者利便の向上に資するものである。</p> <p>【2. NISA口座における利便性向上】 2024年以降に開始する新NISAにおいては、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、原則として、過去6か月以内に1階部分で積立投資を行っている場合に、2階部分での買付けを行うことができるとの要件を設けているところ。 この一階部分での積立有無については、金融機関における実務負担等を考慮して、年毎に新たに判定することとされている。このため、同じ金融機関で継続して積立を行っている顧客であっても、年を跨ぐと、その年最初に積立を行うまでは2階部分での買付けができないこととなっており、要件緩和を求める声がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	個人投資家が投資しやすい環境の整備を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	令和３年３月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約 1,586 万口座、買付額は約 23.8 兆円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は約 50 万口座、買付額は約 2,956 億円となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	全ての NISA 口座開設顧客の利便性向上につながる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、投資家、金融機関、税務当局の負担軽減を図るものであり、有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、投資家及び金融機関双方の利便性向上に資するものであり、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>令和3年3月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約1,586万口座、買付額は約23.8兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約50万口座、買付額は約2,956億円となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>令和3年3月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約1,586万口座、買付額は約23.8兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約50万口座、買付額は約2,956億円となっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>